

山下江法律事務所  
実務に役立つ  
企業法務の基礎

第89回

契約書各論  
(2)

今回も引き続き売買契約についてみていく、その後は金銭消費貸借契約についてみていくと思います。

瑕疵担保責任

「瑕疵」とは、売買の目的物が通常有しているはずの性能や品質を備えていないことをいいます。

この瑕疵担保責任は、買主が売買の目的物を受領し、取引上要求される検査をして、その目的物に不具合(瑕疵)があることを発見したときには、直ちに売主に対して通知することにより、契約の解除・代金の減額や損害賠償の請求をすることができるというものです。(商法526条)。

瑕疵担保責任は、売主に不具合(瑕疵)についての過失がない場合(瑕疵)についての過失がなくても認められる無過失責任で

あり、法律関係の早期安定の観点から、責任を追及できる期間が、直ちに不具合(瑕疵)が発見できない場合でも、商法上6か月以内とされています。

ただ、瑕疵担保責任に関する商法の規定は、売買当事者間の合意により変更可能ですので、契約書において責任追及期間を延長・短縮したり、瑕疵担保責任そのものを免責することもできます。

する金銭であって、資金に対する一定の利率で発生するものを感じます。

民法上は、貸主・借主間で利息を付ける合意をしていなければ無利息となり、利息を付ける合意をしていても、利率を定めていなければ年5%の法定利率になります。

ただし、企業間の金銭消費貸借契約のように、商法が適用される場合は、利息を付ける合意をしていなくてても年6%の法定利率になります。

例えば、100万円以上のお金をしていた場合、年21.9%以下の利率であれば法律上有効となります。

率については、利息と同様、利

息制限法の範囲内で自由に定めることができます。

利息を定めていない場合は、法定利率(商法が適用される場

合は年6%、それ以外の場合は年5%)となります。

次回は、引き続き金銭消費貸借契約の他の重要な条項について説明したいと思います。



田中伸山  
弁護士  
下江法律  
事務所  
副代表

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。

主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

遅延損害金とは、金銭債務の支払いがされないことによる賠償金をいいます。資金の返済がされない場合も、当然に遅延損害金が発生します。

利息とは、金銭の貸し借りの対価として貸主が借主から取得得

機動力と総合力の広島最大級事務所! 迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

# 山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

契約書チェック  債権回収  労務問題など

企業法務専門サイトあります  
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索

◆離婚・相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中!  
◆債務整理、交通事故:着手金￥0-



H28.12撮影

予約電話受付  
平日9~19時  
土曜10~17時



相談予約専用  
フリーダイヤル  
0120-7834-09